

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 報

第69号

発行 (公社)滋賀県生活環境事業協会
栗東市安養寺7丁目1番25号
ウインドワードTビル3F
電話(077)554-9271
FAX(077)554-9293
E-mail:info@s-seikan.or.jp
URL: http://www.s-seikan.or.jp/
発行日 平成26年7月17日

平成26年度定時総会を開催



平成26年度定時総会を、去る5月28日(水)に守山市浮気町のライズヴィル都賀山で開催し、全ての議案が原案のとおり可決承認されました。

田中会長が挨拶の冒頭で「春の叙勲で当協会の北川光明副会長が旭日双光章を受章された。」と報告があり、経歴の紹介がありました。また、協会からのお祝いとして花束を贈呈しました。

続いて森循環社会推進課長から堺井琵琶湖環境部長の祝辞をご披露いただきました。また、全国浄化槽団体連合会長のメッセージ、近畿各府県の協会長の祝電を披露したのち、議長に北川光明氏を選出して議事に入りました。

議事は、まず平成25年度事業報告、収支決算報告が承認され、平成26年度事業計画、収支予算を報告し承認されました。続いて、県当局の異動に伴い林口富雄県土木交通部建築課建築指導室長が特別会員として承認されました。

また、理事の辞任に伴い林口富雄氏及び山本宏幸氏が後任の理事として選出されました。

なお、当日の定時総会出席者は80名(委任状によるものを含む。)でした。



祝 辞

滋賀県琵琶湖環境部長 堀 井 拡

本日の平成26年度公益社団法人滋賀県生活環境事業協会通常総会の開催にあたりまして、ひとことお祝い申し上げます。

皆様には平素より本県の環境行政、とりわけ浄化槽行政の推進につきまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

貴協会におかれましては、浄化槽法に基づく指定検査機関として、法定検査の実施をはじめ、浄化槽の適正な維持管理の必要性について広く県民に周知いただくなど、琵琶湖をはじめとする公共用水域の保全や県民の皆様の生活環境の向上にきわめて重要な役割を担っていただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、本県は、近畿 1,450 万人の貴重な水源である琵琶湖を抱えることから、琵琶湖の水質保全を図るため、地域の実情に合った生活排水対策を積極的に推進してきたところであり、平成 24 年度末の汚水処理人口普及率は 98.4 % で全国第 2 位と、全国平均を大きく上回っているところです。

浄化槽は、環境保全上健全な水環境の構築に大きく寄与するものですが、大規模システムである下水道と比較すると、管渠や終末処理場が不要であり、人口密度の低い地域で建設コストが小さく、工期も短く、短期間で整備ができること、基本的に分散システムであるために、下水道のように一つの処理場に集中することがないために、地震などのリスクに対して柔軟な対応が可能であることなどの特徴があります。多くのメリットを持つ分散処理システムである浄化槽を、信頼性の高い処理システムとするためには、保守点検、清掃、法定検査の実施など、日頃から適切に維持管理されていることが前提となります。これらに対しては、日々浄化槽に関わる皆様が、既に鋭意取り組んでおられるところですが、引き続きご尽力をいただきたいと考えております。

また、下水道の整備が進み、浄化槽の設置基数が減少しており、浄化槽関係業界を取り巻く状況は厳しさを増していると伺っております。

こうしたことから、県といたしましては、引き続き貴協会の円滑な事業運営のため支援するとともに、法定検査の受検率の向上を図るため助成してまいりたいと考えておりますので、貴協会におかれましても、一層ご尽力いただきますようお願いいたします。

最後になりますが、貴協会のますますのご発展と会員の方のご健勝を祈念いたしまして、平成 26 年度通常総会のお祝いの言葉といたします。



ごあいさつ

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 長 田 中 洋 一

会員の皆様方、日々たいへんお忙しい中、滋賀県生活環境事業協会の平成26年度定時総会によるご出席いただきました。誠にありがとうございます。

また、県のほうからは森循環社会推進課長様、浄化槽行政を所管いただいているご担当者様、ご臨席を賜りましてありがとうございます。

本日、まず初めにうれしいご報告をさせていただきます。すでに皆様ご案内のことと思いますが、当協会副会長の北川光明様が、本年春の叙勲を受けられました。誠におめでとうございます。当協会にとりましても誠に喜ばしい限りであります。

北川様は、滋賀県環境整備事業協同組合のトップとして長年ご活躍され、その間全国環境整備事業協同組合連合会理事の要職にもつかれ、さらに浄化槽協会の発足間もない時期から当協会の理事そして副会長に就任いただき、今日に至るまで組織の屋台骨を支えていただいているところでございます。申し上げるまでもなく本業のほうでも見事な成果を出され、業界のリーダー、まとめ役として滋賀の生活環境の向上や水質保全に果たされた様々なご功績が国のほうで大きく評価されまして今回の叙勲、旭日双光章を受章されたものでございます。そこで、本日は協会会員からのお祝いとしてこの総会の場で北川様に花束を贈らせていただきたいと存じます。



会員の皆様にはこの一年当協会の法定検査をはじめとする各種事業、法人運営など様々なかたちでご理解ご協力を賜ってまいりましたこと、心よりお礼申し上げます。

私ども滋賀の浄化槽業界、今もって大変苦戦を強いられております。新規の浄化槽設置の数は1年間で400基にも届きません。とは言え滋賀の浄化槽人口は今なお20万人に及び、さらに農林の集落排水約10万人も浄化槽の仲間であり、まだ汚水処理の手が届かない汲み取り人口も多くございます。生活環境事業協会の会員企業、113社が力を合わせながら浄化槽の仕事を通して滋賀の水環境の保全、公衆衛生の向上の一翼を担っていかねばなりません。

そうした中、協会の主たる業務、平成25年度浄化槽の法定検査は、7条検査が323件で100%の実施率、11条検査が13,330件で実施率33.6%という結果でございました。効率化検査では会員21社の皆さんに大変お世話になりました。

しかしまだまだ未検査の浄化槽や保守点検・清掃をしないまま使用している無管理浄化槽が数多く存在します。まずもって協会や業界の努力がさらに求められるところでもあります。そして未受検者への督促、維持管理の徹底、不適正浄化槽の改善措置、これらいずれも行政の強力なバックアップなしに結果は得られません。県当局に力強い対処を改めてお願い申し上げる次第であります。

本日の総会は、公益社団法人として初年度のご報告と新たな26年度の計画・予算・各員の改選が主なものとなります。

今後とも公益社団法人という名に恥じないよう協会職員一同全力を挙げまして滋賀県の公共用水域の水質保全に精励する所存でございます。

皆様方の益々のご活躍とご発展を心から祈念いたしましてごあいさつといたします。

全浄連の定時総会が開催されました

去る 6 月 18 日(水)に全国浄化槽団体連合会の第 2 回定時総会が東京会館において開催されました。総会では平成 25 年度事業報告・決算・公益目的支出計画実施報告書や平成 26 年度事業計画・収支予算が審議承認されるとともに、平成 26 年度活動スローガンや浄化槽整備事業の推進に関する総会決議が承認されました。

また、本年度は役員の変更期で全国各ブロックからの推薦により理事・監事が選任されました。

なお、近畿ブロックから推薦された当協会の田中会長が副会長として選任されました。

平成 26 年度全浄連活動スローガンの主なものは次のとおりです。

- 1 市町村に対し、「生活排水処理基本計画」の早期見直しを働きかけ、「浄化槽整備区域の拡大」と、これに伴う「予算措置」を要望する。
- 1 既設単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換するための「法的整備の推進」と「これに伴う経費の公費負担制度の創設等、助成制度の抜本的見直しの実施」などの行財政措置の創設を要望する。
- 1 税の公平負担の観点から、下水道設置家庭と同様、浄化槽設置家庭の維持管理費に対し、公的な助成措置の創設を要望する。
- 1 国庫助成率の 1 / 2 への引上げを浄化槽整備事業全体に拡大するとともに、P F I 事業等民間活力を活用する施策の推進を要望する。
- 1 浄化槽情報共有ネットワークを活用した自治体における「浄化槽台帳の整備」推進を要望する。



総会風景



石原環境大臣あいさつ

指定採水員指定講習会を開催しました

平成 21 年 4 月から実施している効率化 11 条検査の一次検査業務を行う指定採水員の指定を受けるための要件である講習会を去る 6 月 3 日(火)、6 日(金)の両日に開催しました。

平成 23 年に当講習会を受講された方は更新講習として、また新たに指定採水員の指定を受けようとする方あわせて 18 名の方が受講され、受講修了書を交付しました。今後、受講修了者から指定採水員指定申請を受けて、協会長から指定書及び身分証明書を発行されます。



(講習会受講風景)

県内 19 市町浄化槽担当者研修会を開催

去る 6 月 25 日(水)、27 日(金) の両日に県内 19 市町の浄化槽関係事務を行う担当者を対象に研修会を開催しました。両日あわせて 16 市町から 20 人が参加し、①本県の生活排水処理状況ならびに浄化槽法の概要 ②浄化槽の基礎知識 ③法定検査と維持管理 ④効率化 11 条検査について研修しました。



【6月25日 彦根会場】



【6月27日 大津会場】

汚水処理人口普及状況

平成 24 年度末における全国の汚水処理人口普及率は 87.6 %、滋賀県は 98.2 % です。

【全国】

事業種別	平成 23 年度末 (総人口 12,335 万人)		平成 24 年度末 (総人口 12,640 万人)	
	処理人口(万人)	汚水処理人口普及率	処理人口(万人)	汚水処理人口普及率
下水道	9,355	75.8%	9,645	76.3%
浄化槽	1,079	8.7%	1,106	8.8%
農業・林業集落排水等	350	2.8%	360	2.8%
コミュニティ・プラント等	26	0.2%	27	0.2%
合計	10,811	87.6%	11,138	88.1%

注) 23 年度末は岩手県、福島県の 2 県、また 24 年度末は福島県の数値は集計されていません。

【滋賀県】

事業種別	平成 23 年度末 (住民基本台帳人口 1,394,472 人)		平成 24 年度末 (住民基本台帳人口 1,419,426 人)		平成 32 年度(目標) (住民基本台帳人口 1,390,200 人)	
	処理人口(人)	汚水処理人口普及率	処理人口(人)	汚水処理人口普及率	処理人口(人)	汚水処理人口普及率
下水道	1,204,821	86.4%	1,239,217	86.4%	1,276,575	91.8%
浄化槽	58,093	4.2%	53,200	4.2%	37,819	2.7%
農業・林業集落排水等	105,786	7.6%	104,402	7.6%	75,806	5.5%
合計	1,368,700	98.2%	1,396,819	98.2%	1,390,200	100%

※平成 32 年度の目標値は『滋賀県汚水処理施設整備構想 2010』より

注) 外国人人口を組み入れたことにより、平成 24 年度末住民基本台帳人口及び処理人口合計が平成 32 年度の各人口より多くなっている。

平成25年度11条検査実施状況

平成24年度末の浄化槽設置基数は、県全体で38,756基で、前年度(39,712基)より956基減少しています。また、平成25年度に実施した11条検査の市町別内訳は以下のとおりです。

なお、受検率は平成23年度末の公表された設置基数を分母にして算出しています。

(単位：基)

	設置基数(H24年度末)			検査実施基数(H25年度)							
	単 独	合 併	計	10人以下				11人以上		計	
				通常検査	効率化検査	計	受検率		受検率		受検率
大 津 市	2,590	1,996	4,586	179	1,087	1,266	32.5%	259	36.7%	1,525	33.1%
彦 根 市	4,214	3,069	7,283	110	363	473	8.0%	676	45.8%	1,149	15.6%
長 浜 市	1,159	650	1,809	80	4	84	6.0%	314	58.0%	398	20.4%
近江八幡市	707	2,995	3,702	1,536	0	1,536	49.1%	375	69.2%	1,911	52.1%
草 津 市	368	378	746	25	240	265	39.6%	139	60.7%	404	44.9%
守 山 市	346	160	506	3	254	257	85.4%	76	34.4%	333	63.8%
栗 東 市	222	150	372	29	224	253	67.1%	129	252.9%	382	89.3%
甲 賀 市	1,767	2,921	4,688	88	2,785	2,873	72.5%	511	57.2%	3,384	69.6%
野 洲 市	140	72	212	7	54	61	42.1%	39	58.2%	100	47.2%
湖 南 市	2,308	1,559	3,867	20	547	567	20.0%	240	21.6%	807	20.5%
高 島 市	594	2,262	2,856	101	481	582	23.0%	201	55.8%	783	27.0%
東近江市	791	3,451	4,242	722	40	762	20.8%	318	46.7%	1,080	24.8%
米 原 市	603	709	1,312	27	102	129	11.1%	126	54.1%	255	18.3%
日 野 町	315	625	940	101	0	101	12.3%	118	80.8%	219	22.7%
竜 王 町	172	320	492	56	1	57	17.1%	145	91.2%	202	41.1%
愛 荘 町	321	235	556	12	60	72	18.1%	78	46.2%	150	26.5%
豊 郷 町	111	49	160	3	12	15	10.6%	12	46.2%	27	16.2%
甲 良 町	119	60	179	6	30	36	20.7%	14	93.3%	50	26.5%
多 賀 町	83	165	248	103	19	122	64.9%	49	84.5%	171	69.5%
計	16,930	21,826	38,756	3,208	6,303	9,511	29.7%	3,819	49.7%	13,330	33.6%

注) 10人以下の通常検査は、協会が直接検査したもの。
効率化基本検査は効率化検査に含む。

滋賀県内の浄化槽設置基数の推移

(単位：基)

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
単独処理浄化槽	42,488	37,795	33,660	33,070	31,246	29,598	26,508	24,325	23,971	19,403	18,347	17,516	16,930
合併処理浄化槽	25,657	26,804	26,768	27,902	27,330	26,506	25,543	24,750	24,156	22,659	22,398	22,196	21,826
合 計	68,145	64,599	60,428	60,972	58,576	56,104	52,051	49,075	48,127	42,062	40,745	39,712	38,756

10月26日、浄化槽管理士試験が実施されます

平成26年度の浄化槽管理士試験が下記の要領で実施されます。受験希望の方は申請受付期間中に受験手続を行ってください。

試験日 平成26年10月26日(日)
試験地 宮城県・東京都・愛知県・大阪府・福岡県
受付期間 平成26年 6月30日(月)～8月11日(月)
受験手数料 20,200円

受験申請書の入手方法等は

公益財団法人 日本環境整備教育センター 国家試験係

☎ 03-3635-4881 ホームページ <http://www.jeces.or.jp>

までお問い合わせください。

浄化槽講習会が開催されます

公益財団法人 日本環境整備教育センターでは、浄化槽に関する各種講習会を開催しています。開催要領、開催日時等詳しくは公益財団法人 日本環境整備教育センターまでお問い合わせください。

問い合わせ先 公益財団法人 日本環境整備教育センター

〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3

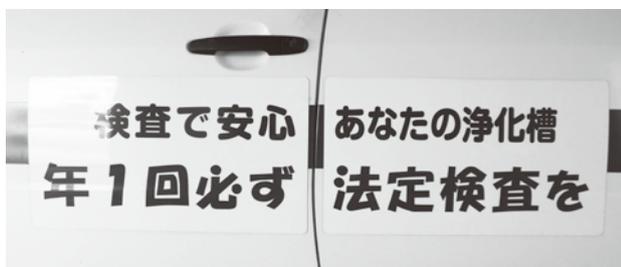
☎ 03-3635-4880 ホームページ <http://www.jeces.or.jp>

開催される講習会

・浄化槽管理士講習会	・浄化槽設備士講習会
・浄化槽技術管理者講習会	・浄化槽清掃技術者講習会
・浄化槽技術管理者追補講習会	・浄化槽清掃技術者追補講習会
・浄化槽施工管理技術講習会	・浄化槽清掃実務者講習会
・コンパクト型浄化槽の保守点検の実務に関する講習会	
・コンパクト型浄化槽の清掃の実務に関する講習会	
・モアコンパクト型浄化槽に関する講習会	

検査カーで法定検査をPR!

検査業務に使用している車輛のマグネット式の看板により法定検査の受検をPRしています。



9月17～18日に 全国浄化槽技術研究集會を開催

公益財団法人日本環境整備教育センターは、「浄化槽の日」の関連行事の一環として28回目を数える「全国浄化槽技術研究集會」を9月17～18日にさいたま市において開催します。



協会事務所のお盆休暇のお知らせ

8月13日(水)～15日(金)の3日間お盆休暇とさせていただきます。
ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いいたします。

滋賀県知事指定検査機関
公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会
〒520-3015
栗東市安養寺7丁目1番25号
ウィンドワードビル3F
TEL 077-554-9271
554-9272 (検査直通)
FAX 077-554-9293

